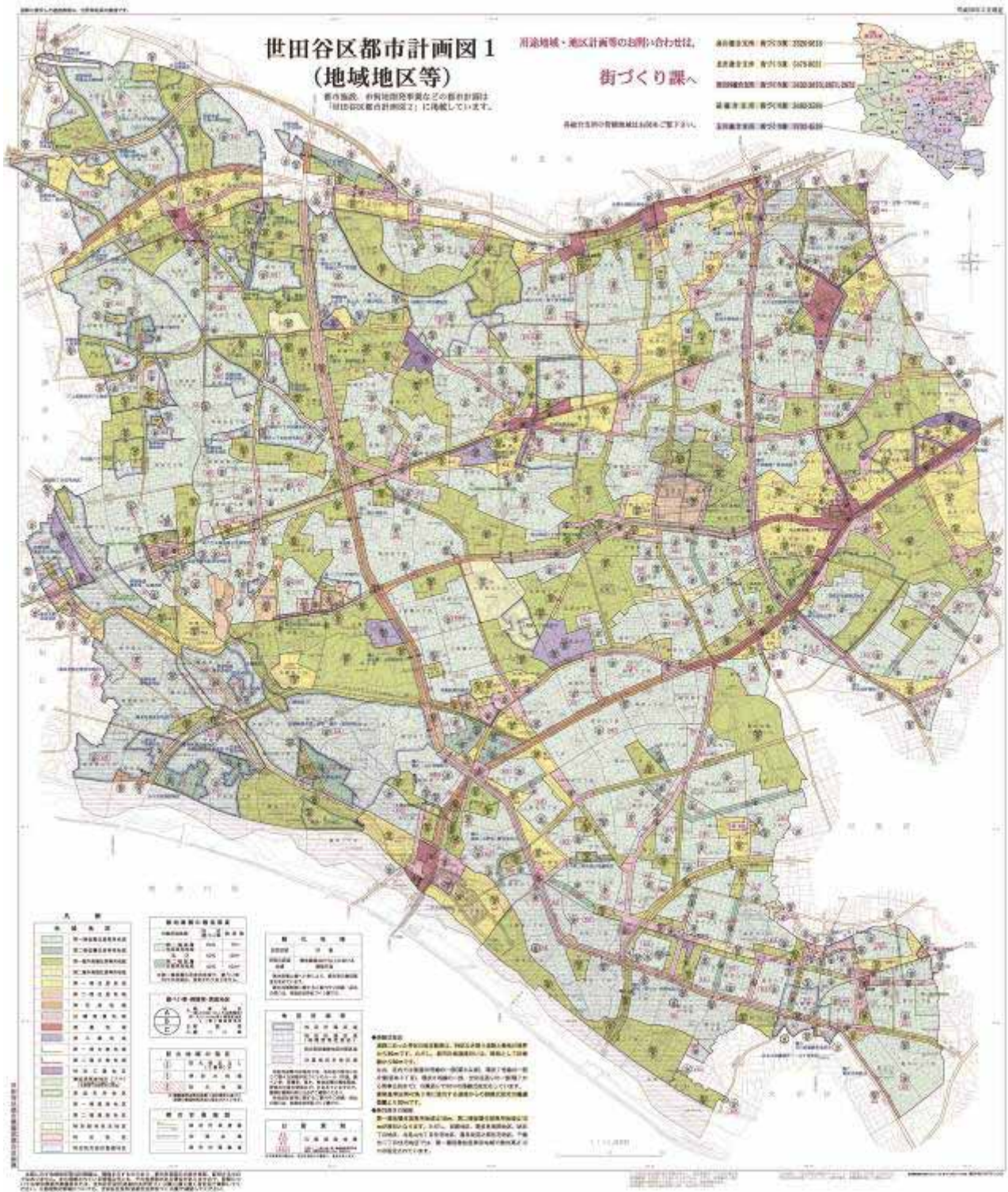


参考資料

目 次

1 . 用途地域図.....	参考資料- 2
2 . 色彩について.....	参考資料- 3
3 . 風景づくり計画見直しの検討経過.....	参考資料- 4
4 . 風景づくり委員会名簿.....	参考資料- 5
5 . 用語集.....	参考資料- 6

1. 用途地域図



2. 色彩について

マンセル表色系について（東京都景観色彩ガイドラインより）

マンセル表色系

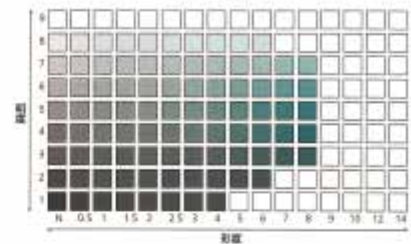
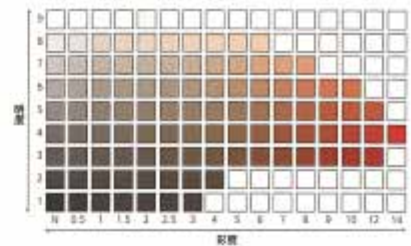
私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。



色相（マンセル色相環）



明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）

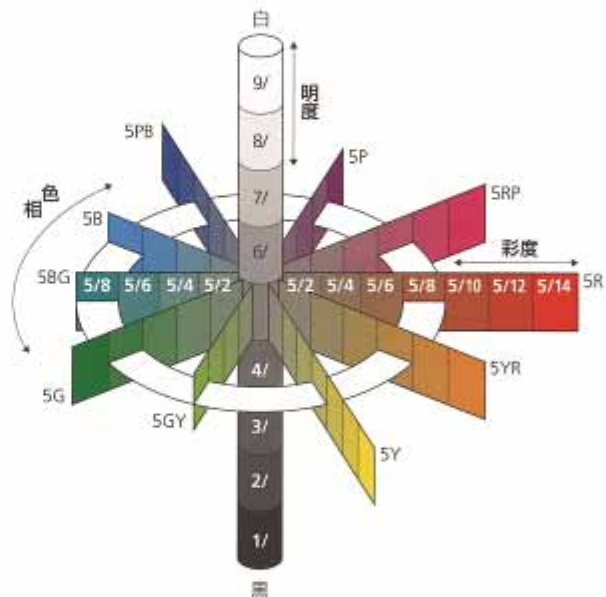
●**色相**は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●**明度**は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●**彩度**は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない純い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●**マンセル値**は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

例えば、都の木であるイチョウの葉は、春から夏にかけての盛期で10GY5/6程度、秋の紅葉時で5Y7/8程度です。



マンセル表色系のしくみ



3. 風景づくり計画見直しの検討経過

日時		主な内容	
平成 25 年度	11月 1日	区政モニターアンケート実施 調査期間：11月1～15日	・世田谷の風景づくりについて
	12月 5日	平成25年度 第2回風景づくり委員会	・風景づくり計画の見直しについて(諮問)
	3月 1日	風景づくりフォーラム2014	・風景づくり計画見直しに関する説明
	3月25日	平成25年度 第3回風景づくり委員会	・風景づくり計画見直し骨子(案)について
平成 26 年度	6月 1日	風景づくり計画見直し骨子公表	
	6月14日	みんなでつくろう！せたがやの風景 ～意見交換会～	・ワークショップ「私のせたがや風景自慢！」 ・参加者アンケート実施
	6月20日	平成26年度 第1回風景づくり委員会	・風景づくり計画の見直しについて
	8月25日	平成26年度 第2回風景づくり委員会	・風景づくり計画(見直し素案(案))について
	10月9日	平成26年度 第3回風景づくり委員会	・風景づくり計画についての答申
	11月14日 ～12月5日	区民意見提出手続(パブリックコメント)	・風景づくり計画(見直し素案)について
	11月22日	風景づくり計画(見直し素案)説明会	・風景づくり計画(見直し素案)について
12月18日	平成26年度 第4回風景づくり委員会	・風景づくり計画(見直し案)について	



みんなでつくろう！せたがやの風景～意見交換会～の様子

4. 風景づくり委員会名簿

前田 英寿	芝浦工業大学 教授	委員長
入江 彰昭	東京農業大学 准教授	副委員長
上野 晴雄	元東京都港湾臨海開発部建設担当課長 元(株)UG都市建築企画推進室長	
岡田 雅代	元うつのみや市政研究センター専門研究嘱託員 おかだプランニングラボ代表	
古内 時子	ふるうち設計室主宰 共立女子大学 非常勤講師	
内池 正名	区民委員(公募)	
鈴木 かおり	区民委員(公募)	

5 . 用語集

【あ行】	
アイストップ	通りの突き当たりなど、人の視線がぶつかる部分に効果的に配置される建築物や樹木などのこと。
暗渠（あんきょ）	覆いをされたり、地下に設けられたりして、地上からは見えない水路のこと。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
オープンスペース	公園や広場など、道路や建物に利用されていない空地のこと。
【か行】	
基本構想	世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展をめざす区政の基本的な指針。
基本色	建築物・工作物の壁面において、見える面積の大部分（4/5以上）に使用する色彩のことを、「基本色」と定義している。街並みに与える影響が大きいため、周辺と調和しやすい色彩となるような配慮が望まれる。
強調色	建築物・工作物の壁面において、見える面積の一部（1/5以内）に使用する色彩のことを、「強調色」と定義している。
近代化遺産	日本の文化庁が定義している文化遺産保護制度上の概念の一つで、幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として配置される公園で、その敷地面積は2haを標準として配置する。
区長公選制	区長を住民の直接公選によって選ぶこと。
景観法	良好な景観形成を図るため、基本理念や住民・事業者・行政の責務などを規定した景観に関する総合的な法律であり、景観行政団体が景観計画（本区の場合は風景づくり計画）や条例（本区の場合は世田谷区風景づくり条例）を作る際の根拠となる法律。
国分寺崖線	多摩川、野川に沿って続く崖の連なりで、緑が豊かで湧水などの自然的環境に恵まれた、世田谷区を代表する自然風景を有する場所。この国分寺崖線とその周辺を「水と緑の風景軸」として指定。
コミュニティ	地域住民が生活している場所、活動などを通じて住民相互の交流が行われている地域社会。
【さ行】	
彩度（さいど）	色の鮮やかさを表す尺度。
色相（しきそう）	赤、青、緑のような色合いを表す尺度。

スカイライン	空を背景にした山や建築物の輪郭線。
生産緑地	生産緑地法に基づく地域地区。都市における農地などの適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置づけられる。
せたがや界限賞	区民の方々から愛され親しまれるような魅力を備えた界限を表彰し、世田谷区における街並み形成のモデルとした。昭和 59 年から全 5 回を通じて 21 件が表彰された。
せたがや百景	区民が「好ましい」と感じる風景の中で生活し、活動していくことを願い、そのような風景を区民、行政、事業者が協力しあって守り育て、つくっていくために、1984（昭和 59）年に、区民から推薦を募り 100 の風景を選定したもの。応募数は延べ 2700 景、重複を整理して約 400 景。学識経験者などで構成された「せたがや百景選定委員会」が、選定基準をもとに 200 景まで候補をしぼり、全区的に投票を行って 100 景を選定。投票数は 9 万 2000 件にものぼり、高い関心をあつめた。
せたがや風景デザイナー	風景づくりを進めるために、建設行為等に対して風景づくり計画などとの整合について技術的指導及び助言を行うための専門家。（風景づくり条例第 36 条）
【た行】	
玉川八景	江戸時代に四季折々の二子玉川の風景を謳ったもので、瀬田黄稻（おうとう）、土峰（富士山）晴雪、大蔵夜雨、二子帰帆、岡本紅葉、登戸宿雁（しゅくがん）、吉沢暁月（ぎょうげつ）、川辺夕烟（ゆうえん）がある。（行善寺八景とも言う）
暖色	赤、黄色、オレンジ色などの、心理的に暖かい印象を与える色合い。
暖色系	赤系、黄系、その中間の黄赤系の色合いに属する色彩のこと。区内の既存建築物・工作物の外壁基本色の約 8 割が、暖色系に属している。
地区計画	都市計画法に基づく制度。比較的小さな範囲の地区を対象に、地区の方針と建築物の用途や形態などのルールや道路・公園などの配置を細かく定めることで、その地区にふさわしい良好な街づくりを進めることができる。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的として配置される公園で、その敷地面積は 4 ha を標準として配置する。
地区街づくり計画	世田谷区街づくり条例に基づき区民参加で策定する街づくり計画。地区の特徴に応じてきめ細かい街づくりのルールを定めることができる。
東京都選定歴史的建造物	東京都景観条例に基づいて選定される建造物。歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要であるとして東京都景観審議会の答申と所有者の同意を得て都が選定したもの（文化財は除く）。

特殊公園	都市公園法に基づく都市公園の一種。風致公園、動植物公園、歴史公園、農業公園など特殊な公園でその目的に則し配置する。
特別保護区	世田谷区みどりの基本条例に基づき指定する、区内にある樹林地、水辺地および動物生息地と一体となったみどりのある土地で特別に保護する必要がある一定の緑地。建築行為など一定の行為が制限される。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき都市計画に位置づける地域地区のひとつで、都市の良好な緑地を永続的に保全し、将来に継承していることを目的とし、建築や造成などの行為を規制（許可制）するとともに、土地所有者への税の優遇などを設けている地区。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種。主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。
都市林	都市緑地法に基づき指定される。市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地などにおいて、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策などの利用のための施設を配置する。
【な行】	
農地保全重点地区	世田谷区みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区の一つ。農地保全のため、積極的にみどりの保全および創出の推進を図る必要があると認められる地区。世田谷区農地保全方針に基づき 7 地区を指定。
農の風景育成地区	都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために東京都が創設した制度で、比較的まとまった農地や屋敷林が残る特色ある風景を形成している地区を指定するもの。現在、喜多見 4・5 丁目を指定し、農業振興や農地保全とともに、樹林の保全、地域の資産や風景の継承、農を活かしたまちづくりなどの取り組みを進めている。
法面（のりめん）	山を切り開いたり土を盛ったりするなどして作られる人工的な斜面のこと。
【は行】	
風景づくりアドバイザー	区民が風景づくり活動を進めるにあたり必要に応じて派遣する、建築や造園などの専門知識や技術のある専門家。（風景づくり条例第 37 条）
風景づくり委員会	風景づくり条例で定められた事項や、風景づくりに関する重要事項を調査審議するための区長の附属機関。（風景づくり条例第 35 条）
風景づくり活動団体	風景づくりに関する自主的な活動を行う団体として、世田谷区に登録した団体。登録された団体は必要に応じて支援や助成が受けられる。区民が主体となった風景づくりを促す取り組みの一つ。（風景づくり条例第 22 条）

風景づくり資源図	風景づくりの手がかりとなる世田谷区内の主な風景資源を地図に示したものの。
プロムナード	車を気にすることなく歩いて楽しめる遊歩道、散歩道のこと。植栽やストリートファニチャーを設置し、安らぎの空間として整備されている事例が多い。
壁面の分節化	建築物の壁面などを長大で平滑なものせず、意匠や色彩の工夫により、幾つかに区切られたように見せることで、圧迫感などを軽減する手法。
【ま行】	
みどり率	一定地区の総面積に占める、樹木・草・農地などのみどりで被われた土地面積と、水面と公園のみどりで被われていない部分を合計した土地面積を合算した割合。
無彩色	色相を知覚させない白、灰色、黒などの色のこと。
明度（めいど）	色の明るさを表す尺度。
木造住宅密集地域	東京都の木造住宅密集地域整備プログラム（平成9年）で指定された木造住宅密集地域のうち、平成18・19年の土地利用現況調査により算出した不燃領域率60%未満の地域。
【や行】	
屋根色	勾配屋根の色と定義する。
擁壁（ようへき）	宅地の土砂が崩壊するのを防ぐため、切土や盛土などの斜面を支える構造物。
【ら行】	
ランドマーク	その地域の目印、シンボルとなるような建築物など。その街の顔であり、住民に親しまれ、また、来訪者の印象にも残るもの。
陸屋根（りくやね・ろくやね）	水平あるいは勾配がほとんどない平らな屋根のこと。ビルや集合住宅に多く見られるタイプの屋根だが、住宅デザインの洋風化にともない、一般住宅などにも見られるようになってきている。
連続立体交差事業	市街地において道路と交差している鉄道を、一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業。

風景づくり計画

発行 平成27年4月
編集 世田谷区都市整備部都市デザイン課
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1
電話 03(6432)7153
FAX 03(6432)7996
広報印刷物登録番号 No.1275
定価 800円+税
